

国民年金とは

私たちの社会は、いま高齢化が急速に進んでいます。言い換えれば、「老後の時間が長い社会」になりつつあることが必要です。そのために、国民年金は大きな役割を担っています。

国民年金には、自営業の人、会社員、公務員など、すべての人が加入します。老後の生活や、病気やけがで障害になつたとき、夫に先立たれたときなどに基礎年金を支給し、経済的な支援を行うことを目的としています。

国民年金は、お互い協力して、将来の生活を支え合う制度なのです。

あなたや家族を支える

国民年金



日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が、国民年金に入する義務があります。
国民年金の加入者は、下図のように3種類に分けられ、厚生年金や共済組合の加入者は、同時に国民年金の加入者（第2号被保険者）でもあります。

国民年金に加入する人

こんなときは手手続きを

ます。その節目によって、国民年金の加入の種類も変わり、被保険者の種別変更の手続きが必要となります。
国民年金の手続きをしないでいると、万一の病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金が受けられなかつたり、将来の老齢基礎年金が満額で受けられなかつたりする場合がありますので、国民年金の手続きは忘れずに行いましょう。

国民年金の加入者は3種類

第1号被保険者
20歳以上60歳未満で、学生や自営業などの人とその家族。
役場年金係に届出をして下さい。

第2号被保険者
サラリーマンや公務員などで、厚生年金・共済組合に加入している人。

第3号被保険者
厚生年金・共済組合の加入者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人。
配偶者の勤務先に届出をして下さい。

保険料
国から送付される納付書を使って、ご自分で納めます。
月額 13,300円
(平成15年度)

保険料
保険料は、それぞれの年金制度から国民年金制度に支払われていますので、個人で納める必要はありません。

保険料
保険料は、配偶者の加入する年金制度がまとめて負担するしくみになっています。配偶者の給料から天引きされるのではありません。

*口座振替は、納め忘れもなく、とても便利です。

便利で納め忘れのない口座振替による納付もできます。口座振替の問い合わせ・手続きは金融機関へ。

結婚したとき

○本人

結婚し、厚生年金・共済組合加入者に扶養される配偶者となつたときは、国民年金の種別は、第1号被保険者になります。

○被扶養配偶者
国民年金の種別は、第3号被保険者になります。

退職したとき

○本人

退職し、厚生年金や共済組合加入者でなくなると、国民年金の種別は、第2号被保険者から第1号被保険者に変わります。

○被扶養配偶者
国民年金の種別は、第3号被保険者になります。

就職したとき

○本人

就職し、厚生年金や共済組合加入者になると、国民年金の種別は、第2号被保険者になります。

○被扶養配偶者
国民年金の種別は、第3号被保険者になります。

制度

安心して学生生活を送るために「学生納付特例

支給される年金から

(3) 障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

(1) この期間は老齢基礎年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。
(2) 10年以内に追納すると、通常年金額には反映されません。

しかし、次の点に注意が必要です。
職や転・退職などの節目があります。

学生は一般に所得がないため、保険料を自分で納めることが困難です。そのため、学校法人の認可を受けている学校の学生には、学生本人の前年の所得が68万円（扶養親族等のいない

金があります。また、会社を退職し、自営業者（第1号被保険者）と結婚したときは、第1号被保険者になります。

国民年金

こんなとき、こんな年金が

65歳になったら…
病気やけがで、障害が残ったら…

老齢基礎年金

保険料を納めた期間や免除の期間を合算して、原則的に25年以上ある人は、65歳から受けられます。本人の希望により、60歳以上であれば受けすることができますが、減額された年金を受けることになります。

▶年金額（平成15年度） 1級障害………996,300円
2級障害………797,000円
※原則として40年間保険料を納付した場合



国民年金加入中に、病気やけがもとで障害等級に該当したときや、20歳前の病気やけがによって一定の障害が残った場合に、障害基礎年金が支給されます。

▶年金額（平成15年度）
子のある妻……………1,026,300円
子のみ……………797,000円
※子が2人以上ある場合は、さらに加算があります。

障害基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金加入中の死亡、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。子とは、「18歳に到達する年度末までの子」もしくは「障害のある場合は20歳未満の子」をいいます。

▶年金額（平成15年度）
子のある妻……………1,026,300円
子のみ……………797,000円
※子が2人以上ある場合は、さらに加算があります。

遺族基礎年金

9 2003.8 広報よこし

詳しくは、町民生活課 年金係までお問い合わせ下さい。☎385-2111(代)

2003.8 広報よこし

8